

東村山市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴う答申がありました

環境部秋水園整備計画担当

市では、平成11年度に作成した「東村山市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行うため、「東村山市廃棄物減量等推進審議会」に対して諮問し、審議会は、18年3月30日まで審議を重ね、市へ同基本計画の見直しの答申がありましたので、その概要についてお知らせします。

「循環型都市への変革」

「基本計画」で掲げた基本理念は、今や「循環法」の中で理論的に整理され、全国共通の指標となつていく。従つて、今回の見直しに際しては、従来の基本理念を加味しつつ、さらに補強して施策を進めていくこととする。

「東村山市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。策定にあたっては、周辺住民の方々への説明会を開催し、市民の意見をいただきながら進めていきます。

「東村山市一般廃棄物処理基本計画」の見直し

市の「東村山市一般廃棄物処理基本計画」(「基本計画」)は、策定からすでに6年が経過しており、社会経済情勢の変化に対応するため、これまでの施策の取り組み状況を踏まえ、「基本計画」を見直すこととした。

1 ごみ処理計画の方針

基本的な考え方

市の清掃行政は、「基本計画」の基本理念に基づき進めてきたが、12年度に「循環型社会形成推進基本法」(「循環法」)が制定され、廃棄物・リサイクル対策の優先順位が、発生抑制、再使用、再生利用(リサイクル)、熱回収、適正処分と定義された。

18年度から、排出量を毎年1%削減、22年度は予想量から5%削減する。資源化率35%を目指す。容器包装プラスチックの分別収集(回収協力度を80%と見込む)の実施、分別の徹底(例えば、各資源化率を5%アップ)、さらに生ごみ等の資源化を進める。

適正処理の推進(継続・新規)

日々の排出されるごみを安定的に処理していくことも、行政に課せられた責務である。そのため、老朽化が著しい秋水園内の焼却施設、破碎施設をはじめとした施設の整備に向けた具体的な計画の策定が必要となつている。

ごみ処理方式の決定に当たっては、これまでの議論を踏まえ、長期的及び経済合理的な視点に立ちつつ、多くの市民との合意形成を図ることとする。

2 基本計画の推進方針

市民・事業者との連携のもと「ごみ減量施策を推進」発生抑制や排出抑制など、市民・事業者によるさらなる取り組みが重要であり、これまで以上に市民・事業者との連携のもと施策を推進していく。

定量的な指標を設定した進行管理

指標に具体的な数値目標を定めて定量的な進行管理を行う。点検は毎年行い、基本計画の見直し等について検討する。

段階的合理的な施設整備の合意づくり

処理施設の整備が急務であり、そのためには計画的・段階的に市民の合意を得ていくことが必要である。

3 施策実施後の推計

1人1日当たりのごみ量73gを目指す(資源物も含めた量)

分別収集の拡大
プラスチック製容器包装材については、「循環法」により発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分という、減量・リサイクル等の優先順位が示されたこともあり、プラスチック製容器包装材については、容器包装リサイクル法に則つてリサイクルする必要がある。

4 分別排出・収集・運搬計画

プラスチック製容器包装材については、「循環法」により発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分という、減量・リサイクル等の優先順位が示されたこともあり、プラスチック製容器包装材については、容器包装リサイクル法に則つて進めていく必要がある。

5 ごみの適正処理・処分計画

現状の施設の処理機能を踏まえながら、効率的・有効な施設の運用を図っていくことを基本とする。

6 ごみ処理計画の推進

ごみ処理計画は、スケジュールに沿って円滑に推進していくことが必要であるが、発生抑制や排出抑制など市民の協力に負うことも多くあり、市民との協働が重要となる。また、目標数値の設定による進行管理を行っていくこととする。

経済的誘導策の実施

経済的誘導策として、すでに実施している有料指定袋制による可燃ごみ・不燃ごみの収集を資源物にまで拡大する。

目標数値設定による進行管理

設定した目標数値の達成に向けた取り組み状況を毎年把握し、事業の更なる推進や見直しを図っていく。

生活排水(し尿)処理計画

17年6月からは、し尿希釈投入施設において生活排水(し尿)処理を行っているところであり、今後もこの体制で継続する。

容器包装プラスチックごみの分別排出実験に伴うアンケート結果についてお知らせします

市では、市民の皆さんのご協力を得ながら、ごみの分別収集を積極的に進めてまいりました。

今後は、さらなる資源化を行うため、現在、行っている燃やせないごみの収集を、不燃物ごみと容器包装プラスチックごみの2種類に分けて、収集することを検討しております。

回収結果

対象世帯数 1千139世帯
※青葉町・富士見町(集合住宅)及び野口町(戸建住宅)
○回答数 353世帯
○回収率 31%

家庭内での分別について

分別はどのようにしましたか(図1参照)では、「専用の容器(袋)を決めておいた」(93%)が圧倒的に多く、効率よく分別されていることがわかりました。

排出頻度について

容器包装プラスチックの回収回数については、月3回の間に對して、「適当である」(56%)、「もっと回数を増やした方がよい」(40%)などとなっております。

家庭内での保管について

集計作業が終了しましたので、その一部についてお知らせします。

なお、今回実験等でご協力をいただいた市民の皆さんにつきましては、ありがとうございます。

容器包装プラスチックの分別収集について

容器包装プラスチックの分別排出実験についての問いに對しては、「すぐに広げるべき」(74%)、「方法を検討した上で広げるべき」(24%)などとなっております。

排出頻度について

市では、これらの結果を参考に、今後、容器包装リサイクル法に基づく資源化と埋立地(日の出町)への負荷軽減を目指していきたいと考えています。

家庭内での分別について

